

議第1号

高山市監査委員条例の一部を改正する条例について

高山市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

高山市監査委員条例の一部を改正する条例

高山市監査委員条例（昭和56年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに第243条の2第3項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項並びに第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。